

きれいで豊かな水はどうやって守られているの？

～県民共有の財産「水源地域の森林」を100年先の未来へ引継ぐために～



私たちは持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています

水源地域の森林の働きって何だろう？

水源地域の森林の公益的機能

木材・きのこ生産



生物多様性



地球環境保全



災害防止



レクリエーション



文化・景観



水源かん養



水源地域の森林を守っていくために・・・

栃木県水源地域保全条例制定〔R4.4.1～〕

【基本理念（概要）】

- 森林の有する公益的機能の重要性に鑑み、社会全体で森林の保全が図られなければならない。
- 全ての人が水を通じて森林の恩恵を享受していることに鑑み、水源涵養機能の維持及び増進が図られなければならない。

みんなの役割

県

- 森林の現状を把握する
- 水源地域の森林を保全するための対策を考える

県民

- 水源地域の森林を保全への理解を深める
- 県が作った対策等に協力する

土地所有者

- 水源地域の森林の土地売買等を行う前に届出を行う
→ 裏面へ

よーし！
みんなで水源地域の
森林を守っていくまる☆



もし・・・
利用目的が不明確な
森林売買が増えると・・・

- ◎ 荒廃森林の増加
- ◎ 水資源の枯渇

など心配まる・・・



土地所有者の方へ 事前の届出をお願いしています

- 栃木県電子申請システムでの事前申請が必要です
- 現在の土地所有者等は、**契約締結予定日の30日前までに**事前届出を行ってください
- 登記簿上の地目に関わらず、届出対象は水源地域内に存在する森林法第5条の地域森林計画対象民有林の土地です
- 事前届出を要する土地売買契約：**贈与、売買、交換、地上権の設定・移転、地役権の設定、使用貸借による権利の設定・移転、賃借権の設定・移転に関する契約が対象**となります

栃木県指定水源地域の森林

【対象市町】

- 宇都宮市
- 足利市
- 佐野市
- 鹿沼市
- 日光市
- 大田原市
- 矢板市
- 那須塩原市
- 那須烏山市
- 茂木町
- 塩谷町
- 那須町
- 那珂川町

※右記の青色部分が水源地域の森林です



水源地域保全条例の規定や、水源地域の範囲（とちもりマップ）、届出方法等については下記のQRコードまたは、ホームページから見るまる☆



ホームページ

https://www.pref.tochigi.lg.jp/d08/suigen_jyourei/suigen_shinrin.html

お問い合わせ

栃木県 環境森林部 森林整備課 森林保全担当
住所：宇都宮市埴田1-1-20
電話：028-623-3288

